

## (事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年12月26日

- 1 契約の名称及び数量  
授産商品カタログWebサイト保守管理業務委託  
※詳細は別添仕様書のとおり
- 2 契約の相手方の選定基準  
次に掲げる者であること  
上記1で示す物品を製作し、県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者
  - ① 障害者支援施設
  - ② 地域活動支援センター
  - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
  - ④ 小規模作業所
  - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けたもの
- 3 契約の相手方の決定方法
  - (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
  - (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
  - (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
  - (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。
- 4 見積書の提出先及び提出期限
  - (1) 提出先 奈良県 福祉医療部 障害福祉課
  - (2) 提出期限 令和5年1月13日（金）午後5時
  - (3) その他
    - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
    - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
      - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
      - イ 記名押印を欠く見積書
      - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
      - エ 価格を加除訂正した見積書
      - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
- 5 契約事務を担当する所属  
奈良県福祉医療部障害福祉課 障害者雇用促進係  
住所：奈良市登大路町30  
電話：0742-27-8514（ダイヤルイン）  
FAX：0742-22-1814

## 6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

# 授産商品カタログWebサイト保守管理業務委託仕様書

## 1. 件名

授産商品カタログWebサイト保守管理業務委託

## 2. 業務委託の目的

奈良県では障害のある人の工賃向上を目指し、県内の障害者就労施設において生産される授産商品を紹介するカタログ（nara temono）を発行し、障害者就労施設への発注を促進している。

令和2年3月1日より、授産商品をより多くの人々の目に触れ、情報を即座に取得できるようホームページに掲載し、新たなサーバを活用した情報発信を行ってきたが、令和5年2月28日に本サイトの保守管理業務委託が終了する。本調達においては、サーバの保守管理、コンテンツの保守管理について委託（必要な場合はWebデータの新しいサーバへの移行を含めたホームページ公開準備作業も委託）し、安定的な稼働を目的とする。

## 3. 契約期間及びホームページ公開期日

### (1) 契約期間

#### ① ホームページ公開準備

契約締結日から、令和5年2月28日まで

#### ② サーバ及びコンテンツの保守管理

令和5年3月1日から、令和8年2月28日まで

### (2) ホームページ公開期日

令和5年3月1日

## 4. 委託の内容

- (1) 本サイトの外部データセンタにおけるホスティングサービス（機器保守作業を含む）の実施
- (2) Webコンテンツの新しいサーバへの移行等ホームページ公開準備 ※必要な場合のみ
- (3) Webサイトの保守管理
- (4) 契約満了時の作業（データ保存・提供、データ完全消去等）

## 5. 業務の詳細

### (1) 本サイトの外部データセンタにおけるホスティングサービス（機器保守作業を含む）の実施

- ① 本事業に必要なサーバ等の機器、ネットワーク、ソフトウェア等を準備すること。
- ② 準備するサーバ等の機器、ネットワーク、ソフトウェア等は、導入時点において一般的であり、かつ将来にわたり長期的に利用できる技術等を用いたものであること。
- ③ 365日24時間稼働する安定したハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア等を使用すること。フリーウェアの利用は原則禁止とし、技術的理由から利用せざるを得ない場合は、事前に根拠を示した上、奈良県と協議すること。
- ④ ウイルス対策ソフト・OSは常に最新の状態に保つこと。また、業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。
- ⑤ WAF (Web Application Firewall)、IPS (Intrusion Prevention System) 及びIDS (Intrusion

Detection System) の機能を導入すること。

- ⑥ ハードウェア・ソフトウェアの障害や本サイトに対するサイバー攻撃に対して即座に復旧・対策できる体制を整え、保守体制については書面にて奈良県に提出すること。
- ⑦ 障害やサイバー攻撃発生時はすみやかに奈良県に連絡し、復旧・対策作業を開始すること。
- ⑧ 以下の仕様を満足するサーバを提供すること。

項目	仕様
CPU	Core2 2GHz 以上
メモリ	3GB 以上
ハードディスク	500GB 以上
対応 OS	・Microsoft Windows Server ・RedHat Enterprise Linux ・CentOS 等 バージョンについては契約時点で最新のものを導入すること。

## (2) Web コンテンツの新サーバへの移行等ホームページ公開準備作業

現受託者が受託する場合等、現行サーバで Web コンテンツを引き続き公開可能な場合、この作業は不要とする。

① 新サーバへの移行対象となる現行 Web コンテンツは別紙「ディレクトリマップ」のとおりとする。なお、新サーバで利用するドメインは現行 Web システムで使用しているものを引き継ぐことを前提とするが、何らかの理由で引き継ぐことができない場合は、奈良県と協議の上、新しいドメインを利用する。

② 別紙サイトのすべてのデータの新 Web サーバへの移行は受託者が行う。移行にあたっての現行 Web データに関しては奈良県から提供する。

### ③ 移行手順の検討

別紙のサイトの内容に対して、構成などを十分に確認するとともに、奈良県と最終的な方針を十分に確認した上で、移行手順を決定し Web サイト移行管理表を作成する。なお、現行 Web システムで利用しているドメインと異なるドメインへ移行する必要がある場合は、移行の手順及び本サイト利用者がどのタイミングで新しいドメインへアクセスするようになるかを示すこと。

## (3) Web サイトの保守管理

### ア. Web サイトの保守業務

サーバ、ドメインを管理すること。Web 画面の更新やシステムの更新が必要な場合には、Web デザイナー及びシステムエンジニアを必要な人数充当すること。

### イ. Web サイト運用業務

掲載商品の追加、修正、削除 (1 ヶ月 15 件程度)

#### 【補足事項】

- ・新規掲載施設の募集、決定は奈良県が行う
- ・既存掲載施設の掲載内容の修正の有無の確認は奈良県が行う
- ・Web サイト上で原画として使用する地図の使用等許可手続きを行うこと

## (4) 契約満了時の作業 (データ保存・提供、データ完全消去等)

- ① 委託業務終了時には、情報・データの提供 (ドメインの引継を含む) や打合せに応じること
- ② サーバ内等のデータについて完全消去作業を実施し、消去証明書を提出すること

## 6. 業務完了報告

受託者は下記内容の報告を月毎に作成し、四半期毎に「業務完了報告書」として提出すること。

- ・サーバの維持管理状況
- ・SSL環境維持管理状況
- ・障害対策実施状況
- ・WEB画面及びシステム更新実施状況
- ・アクセス状況
- ・ログ管理状況（管理者アカウントアクセス・登録・削除ログ、利用者アカウント登録・削除ログ等）

## 7. 更新作業環境

更新作業にあつては、必要な環境を受託者で用意し、作業に支障のないよう十分に配慮の上実施すること。

## 8. コンテンツ作成に関する仕様

ウェブアクセシビリティ確保のため、次に掲げる項目も含め幅広い人々の利用に配慮すること。

- ・視力障害者の文字を拡大しての閲覧
- ・色覚障害者の閲覧
- ・操作補助機器を利用するの肢体不自由者の閲覧
- ・低速通信回線での閲覧
- ・低解像度での閲覧
- ・OS、ブラウザ等の機種やバージョンが異なる場合の閲覧

### 【補足事項】

- 1 Microsoft Edge 及び Google Chrome、Firefox、Safari、Opera の最新版で支障なく利用できること。ただし、テキストブラウザの利用者も情報検索が可能になるよう配慮すること。スマートフォンからアクセスができること。
- 2 表示画面はできるだけ横スクロールを発生させないようにすること。  
利用者側で文字の大きさを変更できるよう、文字サイズの指定は行わないこと。
- 3 快適に閲覧できるよう、背景と文字のコントラストは確保すること。
- 4 各ページにはタイトルタグを使用し、内容を的確に表すタイトルを付けるとともに、検索エンジンへのヒットにも配慮すること。
- 5 全てのページで、上位階層や前のページに移動できるようリンクを設定すること。
- 6 PDF ファイルを掲載する場合には、HTML 版を併せて掲載すること。
- 7 英数文字・記号は半角で統一すること。
- 8 タグにオプションを入力するときは必要最小限の入力とすること
- 9 機種依存文字は使用しないこと。
- 10 セキュリティ対策のため AdobeFlash を用いたコンテンツは使用しないこと。
- 11 一般的に普及している端末（パソコン、スマートフォン、タブレット等）の画面で適切に表示されること。

## 9. 業務実施上の条件及び留意事項

- (1) 奈良県との連絡体制

受託者は本事業の適切な実施のため、奈良県と連絡調整を行い得る体制を整えること。

(2) 個人情報保護の取扱い

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

(3) 再委託等の取扱い

受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により奈良県の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は第三者の行為について奈良県に対して全ての責任を負うものとする。

(4) 業務実施体制

受託者は契約締結後速やかに統括責任者を選任するとともに、本業務を実施する際の業務実施体制表を作成し、奈良県に提出すること。

(5) 協議の実施

奈良県と受託者は、本業務に関して、必要に応じて協議を実施するとともに、受託者において議事録を作成すること。奈良県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

(6) 権利の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- ① 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条（翻訳権、翻案権等）及び第二十八条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に基づく権利も含めて、甲に帰属するものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から乙又は乙から本件業務の一部を再委託された者（以下「乙等」という。）が著作権を有するもの（以下「乙等著作物」という。）及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該乙等著作物の著作権は、乙等に帰属するものとする。
- ③ 前項の規定にかかわらず、甲は、本契約期間経過後においても、乙等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。また、甲は乙等著作物について、著作権法第四十七条の三に基づき複製、翻案することができる。
- ④ 甲は、著作権法第二十条（同一性保持権）第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、乙等著作物をその使用のために改変することができる。
- ⑤ 乙は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項（著作者の権利）の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に甲乙協議した場合はこの限りではない。

(7) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

(8) 情報セキュリティポリシーの遵守

本業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

## 10. その他の事項

本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、奈良県と協議の上決定すること。

<別紙>

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、奈良県(以下「甲」という。)の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。



<別 紙>

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

<別紙>

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

### 記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

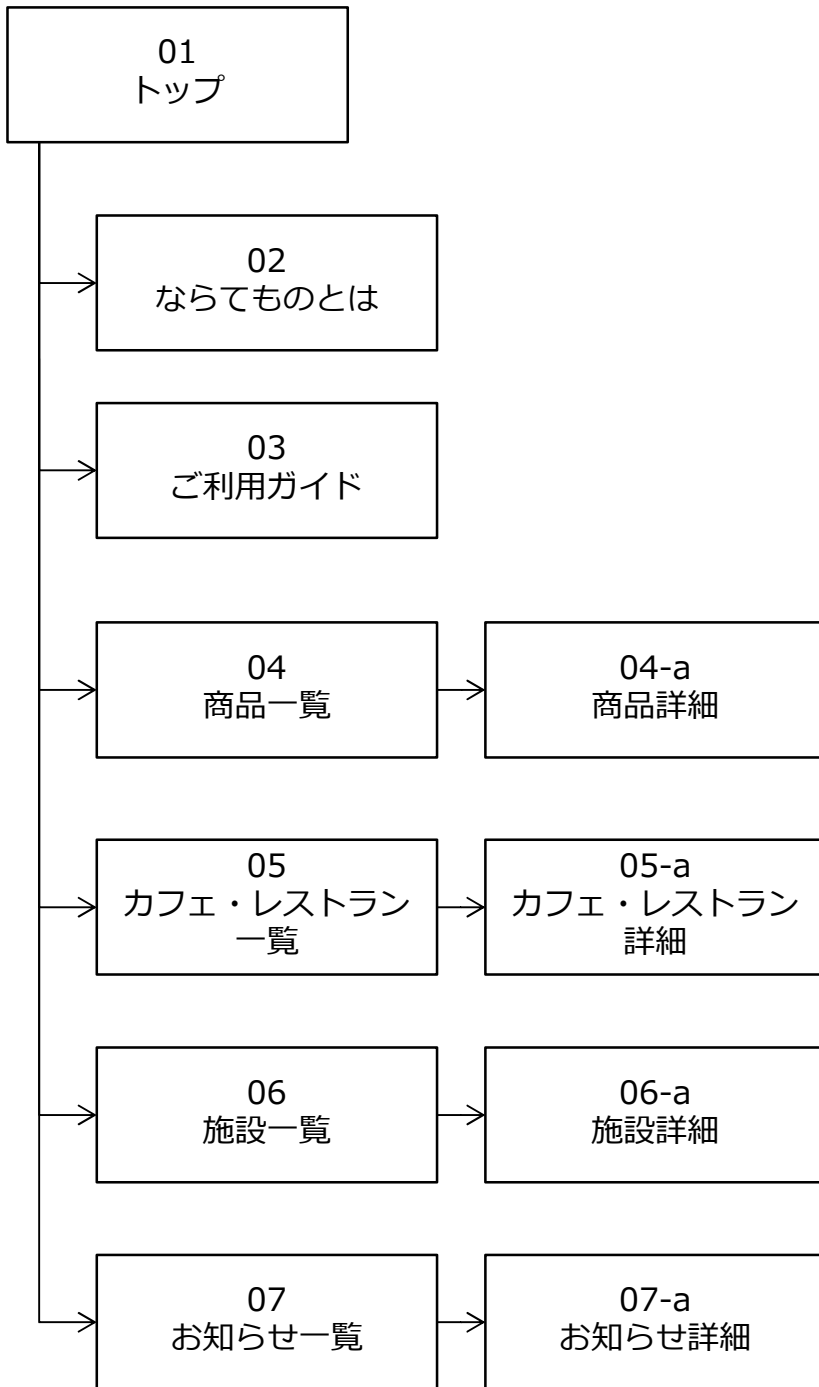
第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

## ディレクトリマップ

---



※現行サイト (<https://naratemono.com/>) 参照